



今、私たち大人が問われていること

学校教育スタッフ 指導主事兼企画幹 豊田 邦昭

新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、児童生徒の安心・安全、そして学びの機会の保障のために、日々心を配り、精一杯尽くしておられる学校現場の皆様はこの場を借りて心から敬意と感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。延期していた学校訪問を6月から始めましたが、どの学校も3密にならないよう様々な対策を講じながらも、「児童生徒同士が対話し、学び合う場をどう確保すべきか」といった難しい課題と向き合い、毎日奮闘しておられるご努力に頭が下がる思いです。

部活動においても、小6、中3の児童生徒たちが、これまで目標としてきた最後の大会の中止が決まりました。目標にチャレンジすることすら許されない現状に置かれた子どもたちの喪失感、敗れて抱き合っ泣くことすらさせてやれなかった指導者の無念さを想像すると、胸が締め付けられます。今、代替大会や各校・各地域での発表の機会がもてるよう様々な配慮がされていると聞いています。子どもたちが次の目標に向かって進むために自分自身で折り合いをつけられるよう、私たち大人がどんな言葉をかけてやれるのか、私たちの力が問われているように思います。

話は変わりますが、私たちが問われていることがもう一つあるように思います。それは人権・同和教育の取り組みです。新型コロナウイルス感染を怖がるがあまり、今、世界中で様々な差別と分断が起きています。それはコロナ感染者に対してだけでなく、医療従事者や私たちの生活を支えているエッセンシャルワーカーに対しても差別の目が向けられることがあると聞きます。昨年12月に益田でご講演をされた堅山勲さん（ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長）はご自身のFacebookの中でこう語っておられます。

私はコロナ騒動に心を痛めております。コロナに罹患した人が市民から差別的な発言を浴びていると云うことです。ネット上でもそうですが、実生活の上でも様々な差別事例があると聞いています。私達は、先の2001年のハンセン病裁判の後、再発防止の観点から、『いかなる疾病であろうが、その故を持って偏見や差別があってはならない』と云うことを学んだはずであります。～（中略）～ あのハンセン病問題は一体何だったのか。このコロナ騒動を見て再び、ハンセン病元患者や家族らは、差別の怖さを感じています」

これまで人類は、ハンセン病、エイズなど様々な感染症との闘いを繰り返してきました。そしてウイルスとの闘いで多くの教訓を得たはずですが、日本社会がコロナとの「闘い」から「共存」へ変化しつつある今、私たちは目の前にいる子どもたちに、「何に対して恐れ、闘うべき相手は何なのか」を正しく伝えていかねばなりません。ただ単に「感染者やその家族を差別したり、いじめてはいけません」と教えるのではなく、「なぜ人間は差別をしまうのか」という人間の弱さに目を向け、差別の罠に囚われないためにはどうすればよいのかについて、教師自身も自分の問題として本音で子どもたちとともに考える姿勢が大切です。今はピンチですが、日々の出来事を教材にし、様々な切り口から人権・同和教育に取り組む絶好のチャンスでもあると思います。

新しい評価と授業づくり

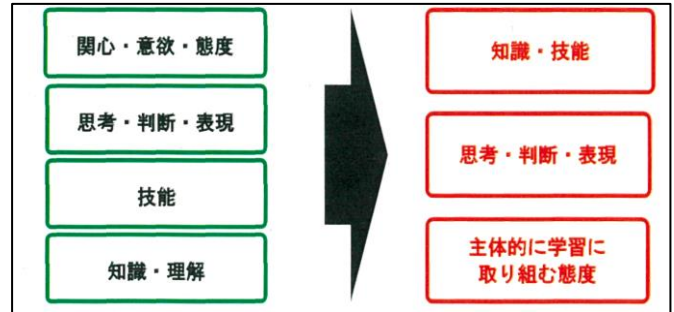
学校教育スタッフ 指導主事 笹井 圭子

各教科等の観点別学習状況の評価の観点
は、3観点到整理されました。(※1)平成
29年改訂で、学習指導要領の目標や内容が
資質・能力の三つの柱で再整理されたこと
を踏まえたものです。

「主体的に学習に取り組む態度」は、「関
心・意欲・態度」とどう違うのでしょうか。

右(※2)は、「主体的に学習に取り組む
態度」の評価のイメージです。次の二つの側
面から評価することが求められます。

※1



- ①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面
- ②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(下参照)では、具体的な単元を例にして説明してあります。小学校算数(P71)では、第5学年「四角形と三角形の面積」の単元の中で、評価規準に照らして

「一つの方法ではこうなったけれど、別の方法で求めても同じ式が導かれるのかな。」

「これまでにつくってきた公式を関連付けることはできないかな。」

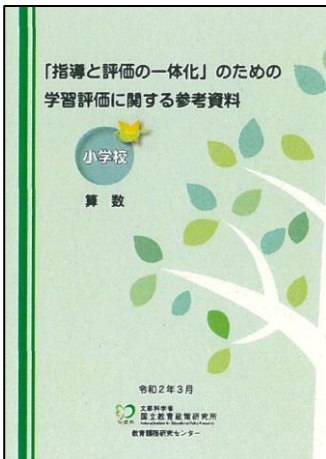
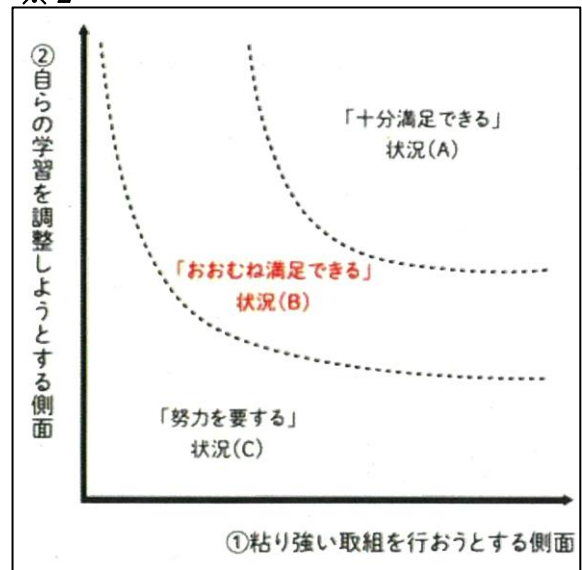
などと自己の学習を振り返り、よりよいものを求めて取り組もうとしている姿が見られれば、「十分満足できる」状況と評価する、などと説明されています。これまで重視されてきた各教科等の学習内容に関心をもつだけでなく、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという趣旨が強調されているのがわかります。

下線部のような態度を育てるためには、学習課題、学習形態、発問や問い返し、ノート指導、板書計画等、授業づくりが大切になります。他の観点についても同様に、授業づくりと評価は両輪です。

益田教育事務所では、このような授業づくりのお手伝いをしたいと思います。(TEL: 0856-31-9673・9674・9676)

なお、学習評価に関する資料は、EIOS(しまねの教育情報Web)に掲載されています。国立教育政策研究所から発行されている参考資料もダウンロードできます。ぜひご活用ください。

※2





知っていますか？「各教科等を合わせた指導」

学校教育スタッフ 指導主事 福島 淳次

特別支援学級の時間割の中で、「生活単元学習」「作業学習」といった言葉を見られたことがあると思います。しかし、通常の学級にはない時間ですので、言葉は知っていても、実際にはどんな授業をしているのか等、詳しくは知られない方もおられるかもしれません。それらは、「各教科等を合わせた指導」と呼ばれるものです。

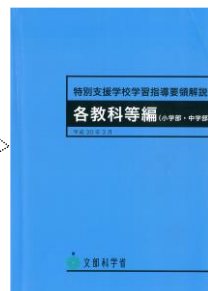
「各教科等を合わせて指導を行う」とは？

各教科、道徳科、特別活動、自立活動、（小学校においては外国語活動）の一部又は全部を合わせて指導を行うことです。「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などとして実践されてきています。（「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」とは、指導の形態であり、教科名ではありません。）

【どんな学習をしているのか？】

- ・教科書はありません。児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定しています。
- ・「楽しそうに調理活動をしている、物を作っている、販売活動をしている」といったイメージがあるかもしれませんが、活動をすること自体が目的ではなく、活動（課題解決に向かう等）をとおして、各教科等の内容を扱い、その目標を達成していく学習です。
- ・評価をする際は、扱った各教科等の目標に対して行います。（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）

※特別支援学校で行う知的障がい者である児童生徒に対する教育の各教科の目標や内容は、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」に示されています。段階のつながりが分かるように表（P. 550～）でも示されていますので、ぜひご覧ください。

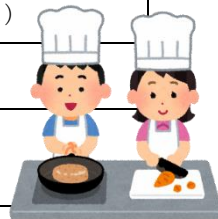


【生活単元学習（小学校）の例】

単元「クッキーを作って、交流学級の友だちにプレゼントしよう！」

※この単元において、活動のゴールは「クッキーを作る」「友だちにプレゼントする」ですが、学習のゴールは「単元の目標の達成（各教科等の目標）」→評価 です。

活動内容（流れ）	各教科等の目標の例
①近所のクッキー屋さんに行ってみる。	生活：お店の仕事、働く人のことが分かる。 国語：お店の人に何を聞くのか考えることができる。（インタビュー、メモ）
②作り方を調べる。	国語：図書館の本やインターネットで調べることができる。 自立活動：職員室の先生に作り方の工夫を聞くことができる。 （人間関係の形成、コミュニケーション）
③ラッピングのデザインを考える。	図画工作：友だちが喜んでくれるラッピングを考え、作ることができる。 算数：大きさ、数量を決めることができる。（数える、はかる、計算）
④材料を買いに行く。	生活：お店までの道順、バスの時刻等を調べることができる。 算数：電卓で計算したり、正しく支払いをしたりすることができる。
⑤クッキーを作る。試食する。	生活：衛生面について気を付けるべきことが分かる。 算数：時間を計る、重さを量ることができる。 音楽：楽しく試食できるようにBGMを選択することができる。
⑥友だちにプレゼントする。	道徳：親切、思いやりについて考える。（親切、思いやり） 国語：相手のことを意識して、メッセージカードを書くことができる。



（島根県教育センター教育相談スタッフ特別支援教育セクション「各教科等を合わせた指導とは？」参照）

あらためて「チーム学校」を見てみる

益田市教育委員会
派遣指導主事 増野 裕章

【学校教育法施行規則】

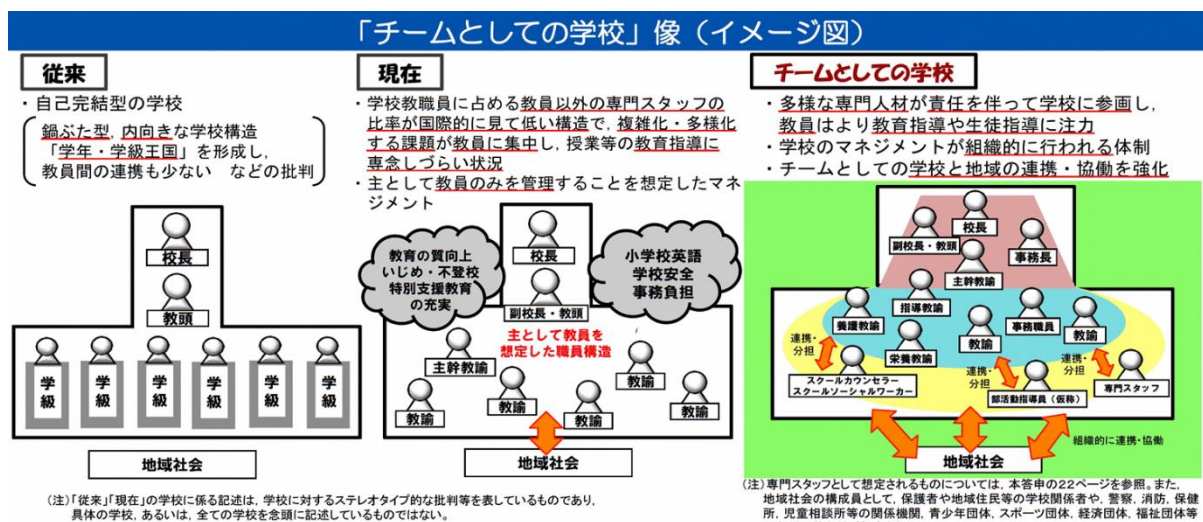
第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

※中学校等への準用規定あり

スクールカウンセラー等活用事業は1995（平成7）年度から、スクールソーシャルワーカー活用事業は2008（平成20）年度から導入されてきましたが、2017（平成29）年の法改正により、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは学校の職員としての位置づけが明確にされています。

この法改正に先立ち、2015（平成27）年に中央教育審議会において「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が答申されています。すでに紹介されていますが、「学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要。」とされ、下図のように説明されています。



授業	・教員による一方的な授業への偏重	・変化する社会の中で、新しい時代に必要な資質・能力を身に付ける必要	・アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善
教員の業務	・学習指導、生徒指導等が中心	・学習指導、生徒指導等に加え、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況	・専門スタッフ等との協働により複雑化・多様化する課題に対応しつつ、教員は教育指導により専念
学校組織運営体制	・鍋ぶた型の教職員構造 ・担当が「学年・学級王国」を形成	・主幹教諭の導入等の工夫 ・学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造	・カリキュラム・マネジメントを推進 ・多様な専門スタッフが責任を持って学校組織に参画して校務を運営
管理職像	・教員の延長線上としての校長	・主として教員のみを管理することを想定したマネジメント	・多様な専門スタッフを含めた学校組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要
地域との連携	・地域に対して閉鎖的な学校	・地域に開かれた学校の推進	・コミュニティ・スクールの仕組みを活用 ・チームとしての学校と地域の連携体制を整備

専門スタッフへの職務の「外注」ではなく、あくまでも「チーム」の一員としての組織的・日常的なマネジメントが求められています。